

平成24年10月12日

文部科学大臣

田中 真紀子 様

**東京電力株式会社原子力
発電所事故による風評被
害対策を求める要望書**

公明党宮城県本部

東京電力株式会社原子力発電所事故による 風評被害対策を求める要望書

平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、多くの尊い人命が失われた他、沿岸地域を中心として未曾有の被害をもたらした。加えて東京電力株式会社原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）により放出された放射性物質の影響によって、宮城県において農林水産物の価格低下や観光客の減少による減収、検査費用の負担増加等の所謂風評被害を招き、宮城県の産業に多大なるダメージを与えた。

こうした状況を踏まえ公明党宮城県本部では、本部内に「風評被害対策本部」を設置し、農林部門、水産部門、観光部門の三チーム体制で、県内各地で現場調査や関係者からの意見聴取等を進めてきたところであるが、事態の深刻さに比べ、余りにも対応が遅れていることを改めて強調せざるを得ない。

風評被害によって生産を断念したり、価格の下落等によって収益が極めて厳しい状況に追い込まれたり、取引を断られる生産者・生産団体は後を絶たず、観光客の入り込み数の減少で苦境に立たされている観光地・観光事業者も少なくないが、これらは自治体の取り組みや生産者の自助努力では到底解決できるものではなく、国及び電力会社が責任を持って損害賠償と風評の払拭を図る必要があることは論を待たない。しかしながら現時点では、加害者側が賠償の範囲やその金額を

決定する等といった転倒した仕組みとなっており、まったく不適切で不十分と言うしかない。

こうした風評被害は原発事故を起因とすることが客観的に見ても明らかであるにも関わらず、原子力損害賠償紛争審査会が定めた東京電力福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針（以下「中間指針」という）に明示されていないことをもって、東京電力側は損害賠償に消極的な対応を示している。

中間指針では東京電力に対して、指針に入っていない損害案件についても適正な賠償を行う旨明示しているが、電力会社側はこの中間指針に入っていないことを理由に、宮城県の被害者に対し原発事故との相当因果関係の証明を求めたり、損害賠償請求に応じないなど、十分な賠償を受けられない状況になっている。

被災地の一刻も早い復興の為には、宮城県の基幹産業である農林水産業及び観光産業の再生が必要不可欠である。よって国においては風評被害の対策を速やかに実施されるよう、以下4点について強く要望するものである。

- 1、 宮城県において原発事故を起因とする風評被害が広範囲に発生していることを踏まえ、全ての風評被害について「中間指針」に明示すること。
- 2、 東京電力に対し、原発事故の原因者として、出荷制限などの実害はもとより、全ての風評被害についても積極的に賠償に応ずるよう、適切に指導すること。
- 3、 風評被害をきめ細かく支援するため、新たに地域活性化支援金（仮称）を創設し、政策的な対策を講じること。
- 4、 全国の消費者や流通業者、食品関係事業者に対して、放射性物質に関する正しい認識と安全性について理解が為されるよう徹底し、「風評」の払しょくを国の責任のもと推進すること。
- 5、 各省庁及び全国の出先機関の食堂等において、風評に苦しむ宮城県産品を一定期

間扱うこと。